

社会保険労務士名簿への紛争
解決手続代理業務の付記の公
告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の5の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

令和8年7月31日

全国社会保険労務士会連合会

登録 番号	氏 名	登録 番号	氏 名
令和8年6月15日付		13250247	河本 智子
01210007	佐々木春香	13250314	阪田 真司
01230029	野村 雅恵	13260320	森田 秀雄
30240008	吉岡 憲司	14250044	池田 美春
34250002	坪根 剛	23210109	小谷 真知
35250002	望月 夕佳	23240133	青木 延佳
令和8年7月1日付		23250003	小黒 翔子
04220006	菅原美智子	23250017	西田 夢佳
11240090	豊島 一浩	24210005	藤田ちづる
13160446	生田しづか	25220019	大崎 伽奈
13240263	安田 恭子	27240190	高木 純一
13240693	宗 加奈恵	31230005	下村 美咲

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年7月31日

宮城県教育委員会

- 氏名及び本籍地 菊池 裕弥 岩手県
- 失効した免許状の種類、番号及び授与権者
(1) 中学校教諭一種免許状 国語
平29中一第33号 宮城県教育委員会
(2) 高等学校教諭一種免許状 国語
平30高一第2号 宮城県教育委員会
(3) 高等学校教諭一種免許状 情報
令2高一第8号 宮城県教育委員会
(4) 高等学校教諭一種免許状 商業
令2高一第21号 宮城県教育委員会
- 授与年月日
(1) 平成30年2月1日
(2) 平成30年5月1日
(3) 令和2年6月1日
(4) 令和2年9月1日
- 失効年月日 令和8年7月9日
- 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号該当（教育職員免許法施行規則第74条の2第8号口）

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（推定 小泉悦子）、年齢70歳代の女性、身長159cm、痩せ型

上記の者は、令和8年4月13日、荒川区西尾久3丁目に所在するアパートの室内において発見されたもので、死亡日は令和8年3月15日頃と推定されます。

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課まで申し出てください。

令和8年7月31日

東京都

荒川区長 滝口 学

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50～55歳の男性、身長165cm、体格普通

上記の者は令和7年10月15日午後7時40分神奈川県小田原市扇町1丁目41番12号居宅内において発見された。身元不明のため遺体は火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりの方は、当市福祉健康部福祉政策課までお申し出ください。

令和8年7月31日

神奈川県

小田原市長 加藤 憲一

特定空家等の除却命令及び代
執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確認できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和8年7月31日 大山町長 竹口 大紀

- 対象となる特定空家等
所在地 鳥取県西伯郡大山町上萬1131番地1
用途 居宅・店舗
構造 鉄骨造重鉛メッキ鋼板葺3階建
- 所有者等が行うべき措置の内容
当該建築物の内部又はその敷地に残置されている物品の搬出及び適切な処分並びに当該建築物の除却
- 措置の期限 令和8年8月17日
所有者等が期限までに措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により町長が当該措置を行う。なお、当該措置後に所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

4 動産等の取扱い

町長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5の間合せ先へ通知すること。

5 間合せ先

大山町役場まちづくり課

電話 0859—54—5202

F A X 0859—54—5216

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

札幌市中央区北一条西二丁目一番地

株式会社クロスメディア・ホールディングス

代表清算人 廣畑 民雄

解散公告

当社は、令和八年六月十四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

札幌市中央区南五条西十五丁目二二三ア

ム医大前五〇三号室

株式会社 e u k o t e

代表清算人 角田真由美

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

札幌市南区澄川六条十一丁目一〇番七号

有限会社藤原組

清算人 藤原 潤子

解散公告

当社は、令和八年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

山形県米沢市城西一丁目六番一〇号

有限会社高野薬局

清算人 高野 恭

解散公告

当法人は、令和八年六月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

山形市鳥居ケ丘五番一四号

一般社団法人やまがた樹木医会

代表清算人 三森 和裕

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野六四

四番地 井上木材株式会社

代表清算人 井上 文博

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十一日

福島県南相馬市原町区中太田字天狗田九五

番地の二五

有限会社中川木材

清算人 中川 桂子